

## 働くもののいのちと健康を守る全国センター第23回総会活動方針

### 《 第23回総会スローガン 》

- 新型コロナ感染が鮮明にした新自由主義的矛盾を、広い共同で克服しよう！
- 今こそ、「8時間働いたら、健康にぐらすことができる」当たり前職場と社会を実現しよう！

### はじめに

2020年は、新型コロナ感染症が日本と世界を襲いました。感染症の拡大と非常事態宣言など政府のその場主義的な政策は、生活を変え、雇用・職場環境の悪化を生み出しました。特にその影響は、フリーランス、非正規雇用、女性、外国人労働者、学生など不安定な雇用の働くひとに広がっていきました。公務労働や医療・福祉労働の効率化迫及のツケは、国民のいのちや健康を脅かしています。その状況のもと、エッセンシャル労働(生活に欠かすことのできない労働)への重要性が認識されると同時に、その処遇の低さが社会に明らかになってきました。

いっせいで休校は子どもたちの教育を受ける権利を奪うこととなりました。社会不安が広がり、夏以降女性の自殺が増えています。

矛盾の広がりの中で、労組、諸団体、いの健センターも手探りで活動を続け、いのちと健康、生活を守る諸制度を不十分ながらも勝ち取ってきました。(各種給付金、医療福祉への助成金、コロナ労災適応条件等)。雇用と社会保障が国民的課題になり、政治を身近に感じる人を生んでいます。また、矛盾の広がりには新しい共同・連帯をさらに進め、次への橋頭保となっています。

しかし、政府は反省をしないばかりか「コロナ(災害)に乗じて」、新自由主義的な悪政を押し進めようとしています。菅政権は、「自助・共助・公助」を強調し「自己責任」を全面的に国民に押し付け、「学会会議」任命拒否問題では、学問の自由・民主主義を踏みしめる危険な本質をあらわにしました。

来年は東日本大震災から10年を迎えます。原発の汚染水の海洋放出、原発労働者の健康問題など課題は山積しています。感染症予防のために、やっと仮設住宅の在り方が問われるようになってきました。毎年のようにおこる大規模災害、環境問題は、社会の在り方、私たちの生活、公務労働の在り方を問うています。

新自由主義的自己責任から共同・連帯への岐路を迎えているということが出来ます。

いの健全国センターとして、困難な状況のもとでも、働くもののいのちと健康を守る活動を進めてきました。本総会で、コロナから働くもののいのちと健康を守る活動の経験と教

訓を深めながら、今こそ、新型コロナ感染が鮮明にした新自由主義的矛盾を、広い共同で克服し、「8時間働いたら、健康に過ごすことができる」当たり前の職場と社会の実現をめざしていっそう奮闘していく決意を固め合いましょう。

## I この一年間のとりくみを振り返って

### 1 前回総会以降の活動経過（2019年12月13日～2020年12月11日）

#### 2019年

##### 12月

13日（金）2019年度第7回理事会／第22回総会

19日（水）2020年度第1回事務局会議

22日（日）2020年度第1回化学物質と健康研究会（於：大阪市内）

#### 2020年

##### 1月

9日（木）2020年1月度広報委員会／2020年度第2回事務局会議

10日（金）2020年度第1回四役会議

16日（木）2020年度第1回アスベスト対策委員会

20日（月）2020年度第3回事務局会議

31日（金）全国じん肺原告団&弁護団連絡会議2020年新春のつどい

##### 2月

1日（土）2020年度第1回SE労働と健康研究会／2020年全国じん肺キャラバン第1回実行委員会

4日（火）2020年2月度広報委員会／2020年度第4回事務局会議

5日（水）季刊誌編集委員会／2020年度第1回理事会

7日（金）2020年度第1回労働基準行政検討会

8日（土）第2回安全対策委員会

18日（火）2020年度第5回事務局会議

26日（水）アスベスト飛散・ばく露の防止強化のための国会院内集会

##### 3月

3日（火）2020年度第6回事務局会議

4日（水）2020年3月度広報委員会

11日（水）2020年度第2回四役会議【中止！】

16日（月）2020年度第7回事務局会議

26日（木）大防法「改正」問題で衆議院環境委員会委員オルグ

27日（金）職業がんをなくす集会 in 福井

31日（火）2020年度第8回事務局会議

## 4月

- 1日(水) 季刊誌編集委員会【中止!】／2020年度第2回理事会【中止!】／大防法「改正」問題で参議院環境委員会委員の日本共産党の山下参議院議員にレクチャー
- 2日(木) 2020年4月度広報委員会
- 3日(金) 「過労死等事案に係る監督担当部署と労災担当部署間の連携」のあり方に関する厚生労働省要請・懇談／労働基準行政検討会【中止!】
- 5日(日) 化学物質と健康研究会【中止!】
- 11日(土) 安全対策委員会【中止!】
- 17日(金) 2020年度第9回事務局会議
- 27日(月) 2020年5月度広報委員会【中止!】
- 28日(火) 2020年度第10回事務局会議／生公連・建設首都圏共闘・いの健全国センター「4・28世界労働安全衛生デー」に呼応した厚労省前宣伝行動&厚労省要請【延期!】

## 5月

- 8日(金) 2020年度第11回事務局会議
- 19日(火) 2020年度第12回事務局会議
- 22日(金) 2020年度第2回四役会議
- 29日(金) 2020年度第13回事務局会議

## 6月

- 3日(水) 2020年度第2回理事会
- 5日(金) 2020年6月度広報委員会
- 9日(火) 2020年度第14回事務局会議
- 18日(木) 学習交流会「コロナ感染症と労働者のいのちと健康」
- 24日(水) 2020年度第15回事務局会議
- 26日(金) 「新型コロナ感染症から労働者のいのちと健康を守る」& 「高年齢労働者がいのちと健康を守り安全に安心して働ける」ための厚生労働省要請・懇談／2020年じん肺全国キャラバン実行委員会拡大事務局会議
- 27日(土) 2020年度第2回SE労働と健康研究会

## 7月

- 1日(水) 2020年度第3回四役会議
- 7日(火) 2020年7月度広報委員会／2020年度第16回事務局会議
- 16日(木) 2020年度第2回労働基準行政検討会
- 21日(火) 季刊誌編集委員会／2020年度第17回事務局会議
- 27日(月) 2020年8月度広報委員会

## 8月

- 4日(火) 事務局会議【中止!】

8日(土) 2020年度第3回SE労働と健康研究会  
18日(火) 2020年度第18回事務局会議  
19日(水) 2020年度第3回理事会  
24日(月) 季刊誌編集委員会  
26日(水) 2020年9月度広報委員会

## 9月

9日(水) 2020年度第3回労働基準行政検討会  
15日(火) 2020年度第19回事務局会議  
16日(水) 2020年度第4回四役会議  
29日(火) 2020年10月度広報委員会

## 10月

9日(金) 2020年度第4回理事会／2020年度第20回事務局会議  
10日(土) 2020年度第4回SE労働と健康研究会  
21日(水) 2020年度第21回事務局会議  
22日(木) 2020年全国じん肺キャラバン東京集結行動  
23日(金) 2020年全国じん肺キャラバン東京集結行動  
26日(月) 「脳・心臓疾患および精神障害の労災認定基準の問題点と改善方向を探る」シンポジウム  
29日(木) 2020年11月度広報委員会／2020年度第5回四役会議

## 11月

5日(木) 2020年度第3回アスベスト対策委員会  
6日(金) 2020年度第4回労働基準行政検討会  
10日(火) 2020年度第22回事務局会議  
18日(水) 2020年度第5回理事会  
25日(水) 2020年度第23回事務局会議

## 12月

11日(金) 2020年度第6回理事会／第23回総会

## 2 この間の主なとりくみ

### ① 第22回総会

いのちと健康全国センターの第22回総会は、「すべてのはたらく人々に『健康で安全にはたらく権利』の保障を!」、「過労死・過労自死を一掃しよう! ハラスメントのない、安心して働き続けることができる職場をつくろう」の総会スローガンの下、12月13日、全労連会館2階ホールにて開催されました。代議員214人中73人が現出席、79人が委任出席で、8団体・8地方19人の理事・代議員が発言しました。「20年目を迎える『いのちの健』の目標と課題」のさらなる具体化、「感情労働と健康センター」(仮称)の結成に向けたとりくみの推進、「いのちの健活動家」作り・後継者育成のとりくみの強化、調査・研究活

動の専門家との連携強化、制度・政策要求と労働行政に対すとりくみと被災者の救済と予防の活動の強化、既存の地方センター活動の活性化と全都道府県での地方センターの確立、職場と地域におけるいの健活動の強化、全国センターの機能の強化を討議・確認しました。

## ② コロナ禍における労働者のいのちと健康を守るとりくみ

新型コロナ感染症は、いの健全国センターの活動にも深刻な影響を与えました。3月11日に予定していた四役会議を中止して以降、軒並み会議や研究会の開催を中止しました。5月25日の緊急事態宣言の解除後、順次オンラインも活用して会議を再開しました。

### i 学習・交流会「コロナ感染症と労働者のいのちと健康」の開催

6月18日、全労連会館2階ホールにおいて、学習・交流会「コロナ感染症と労働者のいのちと健康」を開催しました。松浦健伸先生（当センター理事、石川城北病院精神科医師）の講演「コロナ感染症と労働者のいのちと健康～メンタルヘルスを中心に～」と単産・団体からの報告と交流を行いました。日本医労連・愛知医労連・自治労連・MIC（新聞労連）・全教・CCU・自交総連・全商連・全日本民医連の9つの単産・団体からの報告がありました。岩橋事務局長が開会あいさつ、田村理事長代行がまとめと閉会あいさつをおこないました。短期間の呼びかけにもかかわらず、会場に18人、オンラインで43人の参加がありました。

### ii 厚生労働省に対する「新型コロナウイルス感染症から労働者のいのちと健康を守るための」緊急要請・懇談の実施

6月26日、いの健全国センターとして、厚生労働省に対し、「新型コロナウイルス感染症から労働者のいのちと健康を守るための緊急要請・懇談」を実施しました。コロナから労働者のいのちと健康を守るための「職場における労働安全衛生活動の強化」、「コロナ感染症の労災認定のあり方」など6項目の要請・懇談を行いました。全国センターからは7人参加し、厚生労働省は9つの関係部署から22人で対応しました。

## ③ アスベスト飛散・ばく露防止強化のための大防法と石綿則の「改正」をめざすとりくみ

2020年の通常国会で審議された大気汚染防止法「改正」案に対し、アスベストの飛散防止の強化を求める立場から、討議資料を作成し学習・理解を広げるとともに、国会院内集会を開催し、衆参環境委員会委員への働きかけを行いました。

### i アスベスト飛散・ばく露の防止強化のための国会院内集会の開催

2月26日、衆議院第2議員会館の会議室において、「アスベスト飛散・ばく露防止強化のための院内集会」を開催しました。ジャーナリストの井部正之さんの講演「アジアでも遅れる日本のアスベスト規制・対策」と2つの報告（建設アスベスト訴訟全国連絡会の清水謙一事務局長の報告「建設現場の現状とアスベスト除去補助制度について」と大阪アスベストセンターの伊藤泰司さんの報告「アスベスト飛散・場御黒防止をめぐる法改正と自

治体のとりくみ」とそれにもとづく討論を行いました。参加は10団体38人で、その内国会議員は4人（立民2、共産1、無所属1）、国会議員の秘書が18人（共産9、立民5、自民2、国民1、無所属1）の参加がありました。

ii 衆参環境委員会委員に対するFAX要請行動の実施

緊急事態が宣言されるという困難な状況の下で、衆参の環境委員会の委員に、徹底審議と抜本改正を求めるFAX要請を行いました。

④ 高年齢雇用安定法「改正」に伴う「高年齢労働者のいのちと健康を守る政策提言」のとりまとめと厚労省要請・懇談の実施

安倍内閣の全世代型社会保障改革にもとづいて、2020年の通常国会に年金法と高年法の「改正」案が提出され、労働法制中央連絡会の一員として国会行動にとりくむとともに、「高年齢労働者のいのちと健康を守る政策提言」のとりまとめを行い、それにもとづき厚生労働省要請・懇談を、6月26日に実施しました。高齢者も安全で安心して働くことができる賃金・労働条件の確保と就業環境の整備、そのためにも法的拘束力のないガイドラインではなく、労基法や労安法にもとづく強制力・罰則がある規則・命令の策定を求めました。

⑤ 過労死・過労自死をなくすとりくみ

i 「過労死等事案に係る監督部署と労災担当部署間の連携」のあり方に関する厚労省要請・懇談の実施

過労死等の労災事案で労災認定率が最近顕著に低下しており、その原因に「実労働時間を過小に認定する傾向の強まり」があり、それは「過労死等事案に係る監督部署と労災担当部署間の連携」によるもの（＝監督部署における厳格な労働時間認定に労災担当部署が引きずられて実労働時間を過小に認定する）であるとして、4月3日に、この問題での厚生労働省要請・懇談を行いました。「労災部署においては、労災保険法の趣旨・目的を踏まえて、監督部署とは協議を行わずに、独自の判断にもとづき、被災労働者の労働時間を特定すること」、「労災認定業務を行う労災担当職員を大幅に増員すること」を申し入れました。

ii 過労死等（脳・心臓疾患及び精神障害）の労災認定基準の実効ある改善を求めるたたかい

ア 10月26日、「脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準の問題点と改善方向を探る」シンポジウムを開催しました。主な内容は過労死弁護団事務局長の玉木一成弁護士の講演「過労死の現状と労災認定基準改定の課題」、過労死を考える家族の会の寺西笑子代表の連帯あいさつ、現行認定基準で問題となった事例報告（京都職対連・芝井公事務局長、愛知センター・小池友子さん、北海道センター・佐藤誠一事務局長、東京センター・色部祐副理事長）で、参加は会場に8人、Zoomで56人でした。

イ 厚労省宛請願署名運動を開始するとともに学習資料を作成し学習運動の展開を呼びかけました。

## ○ 請願署名の請願項目：

- 1 最近の医学的・科学的知見にもとづき、脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定時間外労働時間数を「65時間超」とすること。
- 2 労働時間以外の負荷要因（深夜・交代制勤務などの勤務形態、温度や騒音などの作業環境、精神的緊張・ハラスメントなど）をもっと積極的に考慮すること。
- 3 被災労働者の属性（疾患や障害、年齢や経験など）や置かれていた状況（育児や介護などの家族的責任など）を正確に判断して認定を行うこと。
- 4 労災認定を担当する事務官を大幅に増員すること。

## ⑥ 季刊誌・通信の発行、HPの充実

緊急事態宣言の発出など事務局体制が困難な中、季刊誌・通信の発行に取り組んできました。季刊誌は、諸事情により1ヵ月遅れの発行となりましたが、「大災害と働き方」（83号）、「コロナ問題から見えるもの」（84号）を特集として発行しています。84号では、コロナ問題について、感染症や公衆衛生の専門家の論稿と合わせ、18の団体・個人からの実態や取り組みを掲載することができました。

ホームページにも、「コロナ特設ページ」を作り、各種情報を提供するようしてきました。会議や集会がこれまでのように開催することが難しい状況においては、HPによる発信、活用をさらに強化することが必要です。

## II 働くもののいのちと健康をめぐる情勢の推移

### 1 コロナ禍での労働者のいのちと健康

#### ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

2019年11月に中国湖北省武漢で発生が確認された新型コロナウイルス感染症は、今年1月には日本国内で最初の感染者が確認され、世界的にも日本でも感染が急速な勢いで広がりました。3月にはWHOがパンデミック（世界的な流行）と表明、日本でも2月末に安倍首相が全国いっせいの学校の臨時休業を要請し、4～5月全国に緊急事態が宣言されました。5月末には緊急事態宣言は解除されましたが、11月に入っても国内感染者が1日で2000人を超える等終息のめどは全く立っていません。

11月7日現在で、日本の感染者は107,086人、死亡者は1,812人に及んでいます（11月8日厚労省集計値）。世界では、感染者数が4,932万人、死亡者が124万人にも及んでいます（11月7日午後3時現在の米ジョンズ・ホプキンス大学システム科学工学センター発表値）。

9月の自殺者は1,805人で昨年同月よりも143人（8.6%）増加しました。特に女性の自殺は前年比27.5%増となっており、コロナの下での単身者や女性の「孤立」が深刻な問題となっています。日本医師会の「日本の医療に関する意識調査」（10月7日公表）によれば、コロナ禍で国民の82.1%が生活不安を感じ、35.6%が精神的不調を感じ、20.7%が身体に不調をきたしています。

新型コロナの日本における感染拡大は、この間政府・財界によって進められてきた「新

自由主義」経済政策にもとづく「構造改革」・規制緩和路線、大企業の利益を最優先して、日本の政治・経済・社会の構造を「改革」し。規制を緩和してきたことの破たん、その問題点を白日の下に明らかにしました。

- i この間の社会保障「改革」＝社会保障制度の変質・解体攻撃の中で、医療・介護が“崩壊”寸前に陥り、日本の労働者・国民のいのちと健康が深刻な危機にさらされることに！

それはこの間の政府による保健所つぶし、感染症病床の削減、国立感染症研究所の研究費の削減など感染症対策の軽視によってもたらされたものでした。

日本政府の感染症対策の軽視

保健所	1992年852カ所	2019年472カ所	▲380 (▲44.6%)
感染症病床	1996年9716床	2018年1882床	▲7834 (▲80.6%)
国立感染症研究所の研究費	2019年61.7億円	2018年41.5億円	▲20.2 (▲32.7%)

- ii 「『個人給付金』がなかなか届かない！」、「『持続化給付金』や『雇用調整給付金』の手続きが遅すぎる！」などの悲鳴が！ - 原因は“公務員が少なすぎる！”こと；この間の国と地方自治体における行財政「改革」、公務員削減の問題点も明らかに！

日本の公務員人件費のGDP（国内総生産）に占める割合はOECD（経済協力開発機構）加盟37国中12年連続で最下位の5.5%；OECD平均10.5%の半分、第1位のデンマークの16.1%の3分の1。総雇用者に占める公務員の割合も最低の5.9%；OECD平均18.1%の3分の1、トップのノルウェーの5分の1以下！ 地方自治体でも非正規化が進むとともに全体としての削減が進む（地方自治体数も「平成の大合併」市町村は3232から1730と半減）

- iii この間の非正規雇用やフリーランスの拡大の下、非正規雇用労働者やフリーランスがたちまちのうちに生活の危機に！

非正規雇用労働者の半数以上が休業補償を受けていないと言われていています。また、フリーランスなど「雇用されない働き方」をしている就業者の多くが、緊急事態の下、たちまちのうちに仕事を失い、何の補償もされていない人が多く生まれました。日本俳優連合の調査によれば、2月以降の収入について俳優・声優の8割が半減以下となり、持続化給付金が65%、文化庁の継続支援事業は6%しか受給できないと答えています。

## ② コロナ禍での経済・雇用をめぐる状況

2020年4～6月期のGDPは、昨年10月の消費税の10%への増税とコロナ感染症による緊急事態宣言の影響を受け、改定値で前期比▲7.9%、年率換算で▲28.1%と、2008年のリーマンショック以上の落ち込みとなりました。同期に何らかの雇用調整を実施した事業所は全体の49%にも及び（厚労省「労働経済調査2020年8月」、9月24日公表）、厚労省によれば雇用調整の可能性のある事業所は112,533事業所、解雇等の見込み労働者は6万9,130人（内非正規労働者は33,692人で、製造業、

飲食業、小売業、宿泊業、労働者派遣業の順)に及んでいます(10月30日現在集計分)。東京商工リサーチの「新型コロナウイルスに関するアンケート調査」によれば、前年同月比で減収の企業が8割(2020年8月で大企業が79.2%、中小企業が81.2%)で、コロナ禍が続けば廃業を検討している企業が大企業1.2%、中小企業8.8%で、その他の生活関連サービス業が41.3%、織物・衣服・身の回り品小売業40.0%、飲食店29.7%、道路旅客運送業25.0%、その他の教育・学習支援業23.5%、宿泊業20.0%の順となっています。総務省の8月の労働力調査(10月30日公表)によれば、非正規労働者が前年同期比で123万人減少しています(宿泊業、飲食・サービス業▲33万人、製造業▲23万人)。

こうした状況の下、雇用調整助成金の改善、休業支援金・給付金の創設など、雇用継続をめざすとりくみも行われてきました。

●完全失業者数・率、休業者数、有効求人倍率の変化

	2020年9月	2019年9月	増減
完全失業者数	210万人	157万人	+53万人
完全失業率	3.0%	2.4%	+0.6%
休業者数	197万人	162万人	+35万人
有効求人倍率	1.03倍	1.58倍	▲0.55倍

●雇用調整助成金の活用状況(11月5日時点)

支給申請件数の累計	支給決定件数の累計	支給決定金額の累計(10月30日)
1,814,529件	1,724,990件	2兆0,359.26億円

●休業支援金・給付金の活用状況(件数は11月5日、金額は10月29日時点)

支給申請件数	支給決定件数	支給決定金額の総計	一件当たり支給額
626,589件	475,775件	336億1,641.0万円	7万7,295円

\* 第2次補正予算で5,442億円を計上しているが、支給決定額は336.2億円で、予算額の6.2%しか消化されていない。

③ 商工業者をめぐる状況

新型コロナ感染拡大と消費税率10%増税による日本経済への影響は、未曾有の危機的状況を引き起こしています。「コロナ禍で売り上げは昨年比で3割にも満たない」「一斉休校により学校給食がすべて中止で売り上げゼロ」など、多くの中小業者・農漁民の暮らしと営業は存続の危機に迫られています。

こうした状況のなかでもきわめて不十分ながら、これまでの枠を取り払った事業者への直接支援制度(持続化給付金、家賃支援給付金など)も実現させてきました。

収束の見通せない新型コロナの影響から業者のいのちと健康を守るためにも、さらなる直接支援制度の拡充と、消費税率を5%減税、インボイス導入撤回を求めます。

2 全世代型社会保障「改革」及び第2次「働き方改革」の推進

① 高年法と年金法の「改正」

2019年12月に出された「全世代型社会保障検討会議」の「中間報告」にもとづき、2020年の通常国会で「高年齢者雇用安定法」（高年法）と「厚生年金保険法」等の「改正」が行われました。

高年法「改正」では、「70歳までの就業機会の確保のための措置」を講じることを「企業の努力義務」としましたが、労使が同意した場合は雇用以外の措置（業務委託契約、社会貢献活動など）でもよいとされました。

年金法の「改正」では、i. 週20～30時間の短時間労働者への社会保険適用の段階的拡大、ii. 年金受給開始年齢の選択可能年齢を70歳から75歳に引き上げ、iii. 60歳前半の在職老齢年金の受給減額ラインの引き上げなどが決められました。

安倍内閣が「全世代型社会保障改革」において、「人生100年時代」、「1億総活躍社会」の美名の下でねらっているのは、年金・医療・介護の改悪により「高齢になってもいつまでも働き続けざるをえない社会」です。高齢者が働き続けざるをえない国は決して幸せな国とはいえません。

わたしたちの願いは、

- 1 「70歳までの就業機会の確保」ではなく、年金の支給水準の改善などで「65歳までに安心して退職できる条件」の整備を行うこと
- 2 「高齢者も安全で安心して働くことができる賃金・労働条件の確保と就労環境の整備」を行うこと
- 3 「兼業・副業」は推進しないこと。「8時間働いたら普通にさせる」職場と社会にすること
- 4 フリーランスなど「雇用によらない働き方」に対する保護を抜本的に改善・強化すること

であり、年金制度については、「**減らない年金・安心の年金を！**（＝マクロ経済スライドを廃止して、最低保障年金制度の創設を！）」です。

- 1 年金支給開始年齢の引上げではなく、安心して暮らせる年金に
- 2 すべての労働者への社会保険の適用と低所得者への減免措置を
- 3 支給開始年齢に達した勤労者すべてに満額の年金支給を
- 4 65歳年金支給開始年齢を堅持し、60歳からの減額なしの特別支給制度の創設を

また、2020年の通常国会で、労働基準法が「改正」され、賃金等請求権の消滅時効の“見直し”が行われました。民法が改正され、一般債権の消滅時効が「権利行使できる時から10年、知ったときから5年」となったことに伴う見直しでしたが、退職金を除く賃金債権、労働者名簿や賃金台帳などの保存期間、付加金の支払いについては、原則5年間としつつも、「当分の間3年間」とされました。「災害補償その他の請求権（年休権など）」は、不当にも「2年間」のままに据え置かれました。

## ② 全世代型社会保障検討会議「第2次中間報告」と「骨太方針2020」

安倍内閣は、6月25日、「全世代型社会保障検討会議」の「第2次中間報告」を発表し、7月17日、「骨太方針2020」（経済財政運営と改革の基本方針2020）を閣議決定しました。

全世代型社会保障検討会議の「第2次中間報告」では、「フリーランスの適正な拡大が不可欠」とするとともに、介護分野での「更なる生産性向上の実現」、「不断に介護報酬や人員配置基準の見直し」を提案しています。

「骨太方針2020」では、「フェーズⅡの働き方改革」として、「テレワークの定着・加速」、「兼業・副業の促進」、「ジョブ型正社員の更なる普及・促進」、「フリーランスの環境整備」など、「多様で柔軟な働き方の環境整備」、「更なる生産性の向上」、「新たな日常」に向けた社会保障の構築として「より迅速・柔軟に対応できる医療体制の再構築」などを掲げています。

いずれも、働くもののいのちと健康に深刻な影響を与えることは必至であり、注意が必要です。

厚生労働省は、9月1日、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定しました。「副業・兼業を促進」することがそもそも問題であり、労働者からの「申告」、「届出」を基本に置いており、労基法第32条（週40時間、1日8時間）、第38条1項（労働時間の通算）を自ら踏みにじるものと言わざるをえません。なお、労災保険法が「改正」され、「非災害発生事業場の賃金額も合算して労災保険給付を算定するとともに、複数就業者の就業先の業務上の負荷を総合的に評価して労災認定を行う」ことになりました。

### 3 働くもののいのちと健康をめぐる最近の状況

#### ① 2019年の労災発生状況

5月27日に、厚生労働省は「2019年労災発生状況」を公表しました。

「死亡災害」は845人で前年比▲64人、▲7.0%と2年連続で過去最少を記録しました。内訳は、建設業269人、第3次産業240人、製造業141人、陸上貨物運送業101人、林業33人、その他61人となっています。

「休業4日以上死傷災害」は125,611人と前年比▲1,718人、▲1.3%となっています。内訳は、第3次産業60,208人、製造業26,873人、陸上貨物運送業15,382人、建設業15,183人、その他（林業等）7,965人で、事故内容は、転倒29,986人（24%）、墜落・転落21,346人（17%）、動作の反動・無理な動作17,709人（14%）、はさまれ・巻き込まれ14,592人（12%）、切れ・こすれ7,977人（6%）、交通事故7,350人（6%）、その他（21%）となっています。社会福祉施設（1,307人、15.0%増）、60歳以上の高齢者（全体の26.8%、前年比0.7%増）が増加しています。

同日発表された「2019年の職場における熱中症による死傷災害」は829人（内死亡者数25人；建設業10人、製造業と警備業4人）で、前年より349人（3人）の減となっています。

#### ② 過労死等の状況

##### i 2019年度「過労死等の労災補償状況」

6月26日、厚生労働省は、2019年度の「過労死等の労災補償状況」を公表しました。

##### ア 脳・心臓疾患

「脳・心臓疾患」の労災請求件数は936件（前年比+59件）、支給決定件数は216件（前年比▲22件）で、認定率31.6%（前年34.5%）となっています。

「業種別（大分類）」では、請求件数は運輸・郵便業（197件）、卸・小売業（150件）、建設業（130件）の順で、支給決定件数は運輸・郵便業（68件）、卸・小売業（32件）、製造業（22件）の順。職種別（中分類）では、請求・支給決定件数ともに、道路貨物運送業が最多（144件、61件）となっています。

「職種別（大分類）」では、請求件数は輸送・機械運転従事者（185件）、専門的・技術的職業従事者（127件）、サービス職業従事者（114件）の順で、支給決定件数は輸送・機械運転従事者（68件）、専門的・技術的職業従事者&サービス職業従事者（ともに26件）の順。職種別（中分類）では、自動車運転従事者が請求・支給決定件数に最多（177件、67件）となっています。

「年齢別」では、請求件数が50歳代、60歳以上、40歳代の順で、支給決定件数が50歳代、40歳代、60歳以上の順。

「1か月の時間外労働時間数」では「80時間未満」で認定されたのは0人、2~6か月でも23人に過ぎません（60時間未満では0人）

## イ 精神障害

「精神障害」の労災請求件数は2,060件で前年比240件の増、内未遂を含む自殺件数は202件で前年比2件の増となっています。支給決定件数は509件で前年比44件の増、認定率は32.1%（前年31.8%）となっています。自殺は88件で前年比12件の増で、認定率は47.6%（前年38.2%）です。

「業種別（大分類）」では、請求件数は医療・福祉426件、製造業352件、卸・小売業279件の順、支給決定件数は製造業90件、医療・福祉78件、卸・小売業74件の順で、「業種別（中分類）」では、請求・支給決定件数とも社会保険・社会福祉・介護事業が256件・48件と最多となっています。

「職種別（大分類）」では、請求件数は専門的・技術的職業従事者500件、事務従事者465件、サービス職業従事者312件の順で、支給決定件数は専門的・技術的職業従事者137件、サービス職業従事者81件、事務従事者79件の順。職種別（中分類）では、一般事務従事者が最多で請求が339件・支給決定が49件となっています。

「年齢別」では、請求・支給決定共に、40歳代、30歳代、20歳代の順。「出来事別」の支給決定件数は、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」79件、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」68件、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」55件の順となっています。

## ii 長時間労働が疑われる事業所に対する2019年度の監督指導結果

9月8日、厚生労働省は、「長時間労働が疑われる事業場に対する2019年度の監督指導結果」を公表しました。それによれば、監督指導の実施事業場は32,981事業場で、主な違反内容〔法令違反があり是正勧告書を交付した事業場〕は、ア違法な時間外労働があったものが15,593事業場（47.3%）、内時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が「月80時間を超えるもの」が5,785事業場（37.1%）、「月100時間を超えるもの」が

3,564 事業場 (22.9%)、「月 150 時間を超えるもの」が 730 事業場 (4.7%)、「月 200 時間を超えるもの」が 136 事業場 (0.9%) で、イ「賃金不払残業があったもの」が 2,559 事業場 (7.8%)、ウ「過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの」が 6,419 事業場 (19.5%) でした。

### ③ じん肺・アスベストから労働者・国民のいのちと健康を守るとりくみ

#### i 2019年度の「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況」

6月24日、厚生労働省は、2019年度の「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定件数のまとめ（速報値）」を公表しました。それによると、「肺がん・中皮腫・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚」の請求件数は1,206件（前年比+37件、3.2%増）で、支給決定件数1,090件（前年比+93件、9.3%増）でした。「石綿肺」の支給決定件数は52件で、「特別遺族給付金」の請求は42件で、支給決定は22件でした。

#### ii 建設アスベスト裁判をめぐる最近の状況

8月28日に神奈川2陣訴訟の東京高裁判決の言い渡しが、9月4日に東京2陣訴訟の東京地裁判決の言い渡しがありました。いずれも国と建材メーカーの責任を認め、一人親方も救済する内容でした。

最高裁の第1小法廷は、10月22日、神奈川1陣訴訟の弁論を開催しました。来春にも判決言い渡しかとされています。

#### iii 大防法と石綿則の「改正」

今年の通常国会で石綿（アスベスト）の飛散防止を定める「大気汚染防止法」（環境省管轄、以下大防法）の改正法案が成立しました（5月29日、共産党のみの反対でその他の会派は賛成。衆参の環境委員会で審議された時間はそれぞれわずかに3時間！）。施行は来年4月1日の予定。また、建設物の解体・改修等における石綿ばく露防止を定める労働安全衛生法の石綿障害予防規則（厚生労働省管轄、以下石綿則）の改正も、7月1日に告示され、来年4月1日から施行されようとしています。

今回の大防法と石綿則の「改正」によって、遅ればせながらいわゆるレベル3建材も含めすべてのアスベスト含有建材が規制対象になったとはいえ、事前調査や分析、除去の方法や完了検査などの内容は、海外に比べて「15年～30年遅れている」と言われています。率直に言って今回の「改正」内容では、アスベスト被ばくや飛散を防ぎきれるとは到底言えません。「学んで、知って、行動する」—アスベスト（石綿）のおそろしさをしっかり学び、それがどこに使われているのかしっかり知って、建物の解体・改修工事が行われるときには、アスベストの飛散を防ぎ、被ばくしないよう行動することが必要であり、重要となっています。

### ○ 大防法（大気汚染防止法）の「改正」内容と問題点

1 改正内容（環境省の大防法「改正」の概要の説明文書より）

① 規制対象：

- ・ これまで規制対象となっていなかった「石綿含有成形板等」（いわゆるレベル3建材）も含め、すべての石綿含有建材を規制対象に拡大

② 事前調査：

- ・ 一定規模以上の建設物に対し、石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県、政令指定都市への報告の義務付け
- ・ 調査方法の法定化（一定の知見を有する者による書面調査、現地調査）
- ・ 調査に関する記録の作成・保存の義務付け

③ 作業時のチェック

- ・ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った場合等の直接罰の創設
- ・ 下請負人を作業基準順守義務の対象に追加

④ 終了チェック

- ・ 作業結果の発注者への報告の義務付け
- ・ 作業記録の作成・保存の義務付け

2 問題点

- ① 新たにレベル3建材を規制対象とするが、届け出対象とはしていないこと（届け出は 都道府県・政令指定都市などの判断に任される）。石綿飛散について、故意のみを罰し、過失は罰しないこと。罰金の額があまりにも低いこと（\*）。
- ② レベル3建材除去の作業基準では、「原形のまま」、「湿潤化」と言うだけで、「養生」を必須としていないこと。
- ③ 作業中のアスベスト漏えいの検査をしないこと。完了検査を一応位置づけてはいるが、第三者検査ではなく、仲間内のチェックでよいとされ、全く不十分な検査であること。
- ④ 建設物等の通常使用時における「飛散のおそれ」を防止する手段がないこと。通常使用時のアスベスト飛散防止策を明記すべき。

（\*）大気汚染防止法の違反は罰金50万円、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では3億円

○ 石綿則（石綿障害予防規則）の「改正」内容と問題点

1 石綿則の「改正」内容（2020年8月4日付「基発0804第2号」より）

① 事前調査の対象、方法、記録等

- ・ 事業者は、建設物や工作物、船舶の解体又は改修を行う場合、石綿等の使用の有無の調査を行わなければならない（使用が明白な場合を除く）。
- ・ その事前調査は、「適切に当該調査を実施するための必要な知識を有する者」が行わなければならない。
- ・ 有無が明白にならなかった場合は、「適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者」による「分析調査」を行わなければならない。
- ・ その記録は3年間保存すること。

② 除去に係る措置

- ・ 除去作業の際、石綿の粉じんの漏えいの有無を点検すること。
- ・ 「石綿等に関する知識を有する者」が完了確認調査を行うこと。
- ・ 石綿含有成形板の除去作業においては、原則として切断・粉砕・穿孔（せんこう）・研磨等の作業は行わないこと。隔離措置を講じること。

- ・ 石綿を切断する場合は湿潤化すること。
- ・ 作業記録を作成し、3年間保存すること。

## 2 問題点

- ① 事前調査は解体工事の発注者や受注者と利害関係のない第三者が行うとなっていないこと。
- ② 完了検査についても、第三者による完了検査が義務付けられていないこと。
- ③ 使用が明白な吹付石綿については分析調査を行わないでもいいとしたこと。
- ④ 事前調査の結果の労基署への報告義務について、「一定規模以上」（100万円以上の事業規模？）の限定を行い、すべての解体・改修工事を報告しなくてもいいとしたこと。
- ⑤ 除去作業などを行う作業場内外のアスベスト濃度の測定を義務付けていないこと。
- ⑥ 除去作業時には、「集じん・排気装置」によって場内を負圧する措置を不要としたこと。
- ⑦ アスベスト含有仕上げ塗材の除去については、泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決をふまえ、「局所排気装置」を義務付け、義務違反には罰則を付けることが必要なにもかかわらず、それを義務化していないこと。
- ⑧ 事前調査等結果や解体作業実施状況の記録保存期間が3年ではあまりにも短いこと。本来、「アスベストの除去作業などに携わる労働者についての記録」と同じ40年間の保存期間が必要。

## iv. じん肺キャラバン

じん肺キャラバンは今年30周年を迎え記念の冊子が作成されました。1990年から10月1日に始まる全国労働安全衛生週間に合わせて「すべての労災職業病の根絶を」をサブスローガンとして取り組んでいます。2003年からは全国47都道府県すべてにおいてキャラバン行動を展開しています。今年も、コロナという状況のもと、全国で取り組まれ、10月22日集結集会を行いました。

全国トンネルじん肺根絶訴訟は2004年4月に、国の責任を明確に認める最高裁判決を勝ち取り、「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」という成果を生み出しました。

その後、被害者の早期救済制度として、トンネルじん肺救済基金創設制度の実現に向けた取り組みが進められ、立憲民主党・自民党・公明党を中心として議員立法による国会提案の準備が進められています。他の政党も趣旨に賛同していることから、早期の立法化が実現する見通しとなってきました。

## Ⅲ 2021年度活動方針

1 「2021年度活動方針」の基本に、**新型コロナ感染が鮮明にした新自由主義的矛盾を、広い共同で克服しよう！**、「今こそ、『8時間働いたら、健康に過ごすことができる』**当たり前の職場と社会を実現しよう！**」を置き、一昨年総会で確認した「**20年目を迎える『いの健』の目標と課題**」の**具体化**をさらにめざします。

2 これまでの研究会活動の到達点と課題を整理し、新たな発展をめざします。

- ① 研究会活動活動が中断している研究会（i. 安全対策委員会、ii. メンタルヘルス研究会、iii. 化学物質と健康研究会）の活動を再開します。
- ② 調査・研究活動の専門家の連携をさらに強めます。

3 「いの健活動家」づくり・後継者育成のとりくみを強化します。「第3回いの健カレッジ」の開催に向けて、検討を開始します。

4 コロナで中断した「感情労働と健康センター」（仮称）の結成に向けたとりくみの再開をめざします。

#### 【検討項目】

- ① 学習活動の再開
- ② 「感情労働と健康研究会」（仮称）の発足
- ③ 「感情労働実態調査」（仮称）の実施
- ④ 専任研究員の確保
- ⑤ 「韓国視察」の実施
- ⑥ その他

新型コロナ感染症により、第三者からのハラスメントが増えています。感情労働の課題として取り上げていきます。

5 制度・政策要求と労働行政に対すとりくみ及び被災者の救済と予防の活動を強化します。

① 過労死・過労自死をなくすとりくみのいっそうの強化を図ります。脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準の改善をめざしてとりくみを強めます。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>i 署名運動を強めます。第一次集約を年内、第二次集約を2021年3月末とします。</li><li>ii 学習リーフを使った学習運動を進めます。学習用のDVDも作成し活用します。</li><li>iii ネット署名にもとりくみます。</li><li>iv 国会院内集会を開催します。過労死議連に参加している国会議員や衆参の厚労委員に対する働きかけを行います。厚生労働省に対する署名提出・要請行動を行います。</li><li>v 過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議（過労死110番全国ネットワーク）、安全センターなどとの連携・共同を強めます。</li></ol> |
|---|

② 労働法制のさらなる改悪に反対するとともに、働くものの立場に立った真の「働き方改革」をめざしてとりくみます。

③ 女性活躍推進法等の一部改正を生かしたハラスメントをなくすとりくみを行います。ILOの「仕事の間における暴力とハラスメントの除去に関する条約と勧告」の学習・普及を行うとともに、批准をめざしてとりくみます。

④ アスベスト被害者の救済と飛散防止のとりくみをいっそう強化します。

⑤ 職場と地域を基礎にした「学習・署名・宣伝活動」を推進します。

6 既存の地方センターの活動の活性化と全都道府県での地方センターの確立をめざしてとりくみます。地方センタープロジェクト会議を再開し、地方センター学習交流集会の開催を検討します。

- 7 職場・地域におけるいのちと健康を守る活動の強化をめざします。
- ① 年2回、春と秋（4月と10月）に「単産労安担当者会議」を開催します。
  - ② いの健全国センター加盟の全単産のすべての職場で労安活動が職場で日常的にとりくめるように、援助と交流の活動を強めます。
- 8 全国センターの機能の強化をめざします。
- ① 理事会機能の強化をめざします。
  - ② 事務局の日常活動を強化します。
  - ③ 季刊誌と通信の内容の改善・充実にとりくみます。
  - ④ リニューアルしたホームページの改善に引き続きとりくみます。
  - ⑤ 会員拡大と財政強化をめざします。
  - ⑥ 働くもののいのちと健康を守る活動を進めている様々な団体との連帯を深め、共同したとりくみを進めていきます。

(以上)